消防署からのお願い。

・『火災と紛らわしい煙又は火炎を発生する
恐れのある行為届出書』について

通称『たき火届』と呼ばれているこの届出は、煙や炎を見た人が火災と間違えてしまわないよう、消防署が事前に知っておくための書類です。

『届出によって、消防署が許可するものではありません。』

また、届出をしても火災危険が大きいと判断した場合は、たき火の中止や、延期をお願いすることがあります。

・ 例外的に認められた野焼きでも、消防車が駆け付けることがあります。

消防署に届出ていたとしても、近隣住民や通行人から 119 番通報があれば、**火災として消防車が駆け付ける**ことがあります。
また、煙などによる苦情等により警察署、各町村役場と一緒に駆け付けることもあります。

～ 届出に関するご相談は、最寄りの消防署へ ～

木曽消防署	0264（22）0119
木曽消防署　北分署	0264（36）3119
木曽消防署　南分署	0264（57）3119

『たき火』をするとき、守ること。

- 乾燥注意報、警報が発出されている日は、たき火を控えましょう。
- 強風注意報、警報が発出されている日は、たき火を控えましょう。
- たき火の間は水などを準備して、直ぐに消火できるようにしましょう。
- たき火の間は、その場から離れず火の状況を監視しましょう。
- たき火は、日中の明るい時間帯に実施しましょう。
- ゴミ等の焼却は、絶対に止めましょう。

野焼きは、違反です！

『正しい知識と判断で、安全な実施を！！』

野焼きは、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、例外を除き禁止されています。

違反した者は、『 5年以下の懲役 若しくは、1,000 万円以下の罰金又は、その両方が科せられます。』（法人は3億円以下の罰金）

例外とは・・・

① 国又は地方公共団体が、施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却

② 震災、風水害、火災、凍霜害等の予防、応急対策又は、復旧のために実施する廃棄物の焼却

③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

⑤ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの

※上記の事項に該当する焼却であっても、生活環境上の支障等が発生している場合（苦情など）は、例外扱いできない場合があります。

野焼き、たき火などの相談は、各町村役場へ
お問い合わせください。